

墓石建立工事における遵守事項

1 墳墓設備（改築）工事の許可申請および工事等に対する指示について

- (1) 墳墓設備および改築の際には、事前に苫小牧市環境生活課で承認許可を受けること。
- (2) 『墳墓設備（改築）申請書』とともに『墳墓設計説明書』および『図面（正面図・平面図）』を提出すること。

また、『墳墓設計説明書』および『図面』の寸法は、S I 単位（メートル法）で示すこととし、それぞれ記載寸法の単位を記入すること。

- (3) 工事施工中、市担当職員および管理人から許可証の提示を求められた場合や工事方法等に対して指示があった場合にはこれに応じること。

2 墳墓設備（改築）工事について

- (1) 墓所の区画番号および面積を許可証と照合し、施工場所を確認してから工事着手すること。
- (2) 隣接する区画の境界から、3センチメートル以上の間隔を必ず確保し、紛争の生じることがないようにすること。
- (3) 施行時における車両は、軽四輪トラック以下の車両を使用すること。安全速度で走行し、順路等は遵守すること。中型および大型トラック等を狭い園路に入れないこと。
- (4) 工事中は、園路にビニールシートなどを敷き、周囲を汚さないようにすること。特に基礎の掘削や生コンクリート使用時には配慮すること。
- (5) 掘削土は霊園内に投棄せず必ず持ち帰り処分するものとし、工事完了後の資材や生コンクリート類は必ず持ち帰ること。
- (6) 水汲み場の排水口や園路内の雨水桝などにモルタル等を流さないこと。
- (7) 工事中に、縁石やU字溝、芝生などを破損した場合は、いかなる場合においても当該施工者の責任において補償すること。

3 墳墓の構造について（苫小牧市墓地条例施行規則に基づく）

- (1) 墓碑の高さは、地盤面から3メートル以内とする。
- (2) 盛土の高さは、地盤面から0.45メートル以内とする。
- (3) 囲障の高さは、地盤面から0.9メートル以内とする。
- (4) 樹木の高さは、地盤面から2メートル以内とし、その根幹や枝葉が隣接する区画や通路などに障害を及ぼさないようにすること。

4 工事完了時

- (1) 工事完了時には、周囲の清掃を行い、資材などを速やかに撤去すること。
- (2) 『工事完了届』を忘れずに、苫小牧市環境生活課衛生担当へ提出すること。

5 その他

この遵守事項は、高丘霊園および高丘第二霊園に共通するものである。